



いいたてタイムス vol.48

IITATE TIMES 2015/8/24発行

発行／編集 飯舘村商工会臨時事務局 〒960-1301 福島市飯野町字小平5-1
TEL024-561-2230 FAX024-561-2231 e-mail: iitate@coral.ocn.ne.jp

○建設機械等運転技能講習会

今年度の講習会として、通常受講料の半額で受講できる建設機械等運転技能講習会（フォークリフト運転技能）が、7月21日～24日までの日程で、伊達市の北部日本自動車学校で開催され、受講者の方は、災天下での実技講習に励まれ無事に修了しました。

この講習会は、商工会の会員事業所に従事する方を対象としており、運転技能者の需要が震災以降高まっていること、熟練従業員の離職、新規雇用者に有資格者が少ない等の現状に対して、村補助金を活用して実施しております。



今後の講習会は下記のとおりですので、この機会に資格取得に取り組めますようご案内いたします。

- 玉掛け
9月24日（木）～9月26日（土）
受講料：13,900円（27,800円の半額）
※小型移動式クレーンを終了している方は
11,300円（22,600円の半額）
- 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）
11月9日（月）～11月13日（金）
受講料：44,500円（89,000円の半額）
※大型特殊免許を持たない方が対象の講習会



- ※ 会場は、伊達市「北部日本自動車学校」
- ※ 定員は各コース10名
- ※ 受講料は全て税込金額
- ※ 申込み切は、各コースの2週間前まで
- 詳細については、商工会までお問合せ下さい。

○事務局からのお知らせ

平成27年8月から復興支援員の後任として、田村裕子・寺田綾が着任しましたのでよろしくお願い申し上げます。

再度、復興支援員として勤務することになりました。少しでもお役にたてるよう頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。【田村裕子】

この度、復興支援員として8月17日から勤務させて頂く事になりました。1日でも早く、飯舘村の魅力を発進できる人材になれるよう、努めてゆきますのでよろしくお願いいたします【寺田綾】

○飯舘村プレミアム商品券（クオカード） （第2回購入申し込み）販売のご案内



飯舘村商工会では、飯舘村からの業務委託により、格安で商品券（クオカード）を販売しております。ご購入できる方は、第1回申し込みでお申込みされていない方又は第1回申し込みで1口のみご購入の方です。

- ① ご購入できる方
 - ・東日本大震災発生時に飯舘村に住所を有した世帯の方で、**7月の第1回申し込みでお申込みされていない方**又は**第1回申し込みで1口のみご購入の方**
- ② 販売内容
 - ・1口につき、**クオカード10,000円分（2,000円分×5枚入）を4割引の6,000円で販売**します。**購入限度口数は1世帯2口まで**となります。
- ③ お申し込み方法
 - ・同封の「購入申込書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。
- ④ お支払い方法
 - ・**前払い（9月11日）までに、指定口座にお振込み**又は**飯舘村商工会窓口にて現金でお支払い**下さい。
- ⑤ クオカードお受け取り方法
 - ・10月上旬に簡易書留による**郵送でのお受け取り**又は引き換えはがきが届いてから**飯舘村商工会窓口にて直接お受け取り**

○雇用保険制度及び各種助成金に係る事業主説明会のご案内

事業主の皆様を対象に、雇用保険制度及び各種助成金制度等について、公共職業安定所等のご協力を得て、直接、事業主の皆様にご説明致し、より一層の活用を図っていただくこととするものです。

1 日時・場所

開催月日	会場住所	電話
10月16日（金）	福島県男女共生センター 二本松市郭内一丁目196-1	0243-23-8301
11月18日（水）	南相馬市民情報交流センター 南相馬市原町区旭町二丁目7-1	0244-23-7796
12月10日（木）	福島県青少年会館 福島市黒岩字田部屋53-5	024-546-8311

2 説明事項

- (1) 雇用保険制度のあらましについて
- (2) 各種助成金制度の内容について
- (3) 労働災害に対する備えについて

3 時間

いずれの会場も13時30分から開始

※ お申込される方は、飯舘村商工会までお申込みくださいますようお願い致します。

○「福島再開投資等準備金」税制のご案内

避難指示が解除された場所等での事業再開に向け、投資の準備する方は、**最大3年間**積み立てた金額への課税を繰り延べすることができます。

《利用できる方》

①「避難指示の対象となった区域」に平成23年3月11日時点で、主たる事業所が所在していた法人・個人事業者

②現実性のある投資計画が作成でき、**県知事の認定**を受けた方

※上記①・②どちらにも該当する方

福島県内で事業を実施される方に対する課税の特例（全体像）

対象地域	避難地域12市町村 <small>福島特措法</small>		県内その他の市町村 <small>福島特措法・復興特措法</small>		
	<p>【対象地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難解除区域(旧緊急時避難準備区域を含む) 避難指示解除準備区域 } 除染・インフラ復旧が、前提条件 居住制限区域 <p>【対象となる地域は、】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業実施場所の避難指示解除時期 ②利用する特例の種類 ③特例利用者によって異なります。 <p>※(主)事業実施場所の避難指示が継続している場合は、無期限で対象となります。</p>	<p>【対象地域】</p> <p>★H23.3.31まで</p> <p>《農林水産業》</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業振興地域のうち、山林、風致地域、公園、墓地、緑地を除いた地域等 漁港周辺等 <p>《製造業》</p> <ul style="list-style-type: none"> 復興産業集積区域…工業団地等 郡山西部第二工業団地 <p>《観光関連産業》</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光関連産業集積区域…温泉地等 (例)土湯温泉 	<p>「避難指示の対象となった区域」にH23.3.11時点で事業所が所在していた法人・個人事業者</p> <p>(福島再開投資等準備金の活用には、主たる事業所が所在していたことが条件)</p>	左記以外の法人・個人事業者	法人・個人事業者 (ただし、業種の制限あり)
対象事業者	「避難指示の対象となった区域」にH23.3.11時点で事業所が所在していた法人・個人事業者		左記以外の法人・個人事業者	法人・個人事業者 (ただし、業種の制限あり)	新設法人 (ただし、業種の制限あり)
事業実施時期	数年の準備期間の後事業再開したい	既に事業再開済みまたは早期再開予定	既に事業開始済みまたは早期開始予定	既に事業開始済みまたは早期開始予定	数年の事業実施の後再度投資したい
必要な手続き	計画の認定 <small>「避難指示解除準備区域」</small>	所在の確認または計画の認定	計画の認定 <small>「避難指示解除準備区域」</small>	事業者(計画)の指定 実績報告の認定 <small>※毎年</small>	事業者(計画)の指定 実績報告の認定 <small>※毎年</small>
課税の特例	福島再開投資等準備金 <small>※H27年度新設</small> > 最大3年間、積立可能(課税の繰り延べ) > 準備金を取り崩して投資した場合、右欄「国税②」の特例が活用可能 > 積立終了から2年経過後は、益金算入を開始(3年均等) <small>(所得税・法人税)</small>		国税(所得税・法人税)・地方税の主な優遇措置 【国税】 ① 被災者等を雇用した場合(5年間) …給与等支給額の税額控除 ※ 税額控除の割合は、利用する特例の種類によっても異なります。 ② 設備投資を実施した場合 …特別償却または取得価格の税額控除 など 【地方税】(主)別途申請が必要 ◆ 設備投資を実施した場合 …事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除または不均一課税措置 <small>(法人税)</small>		再投資等準備金 > 最大5年間、積立可能(課税の繰り延べ) > 準備金を取り崩して投資した場合、即時償却が可能

○期限延長措置の終了に伴う個人事業税の定期課税について

今般、国税の申告・納付等の期限延長措置が平成27年3月31日をもって終了されたことに伴い、原子力災害被災地域における平成27年度個人事業税の賦課事務について下記のとおり取り扱うこととなりました。

平成27年度個人事業税の納付期限は

1期分：1月4日(月)

2期分：3月31日(木)です。

個人事業税の課税時期の変更

県では、例年8月に個人事業税の納税通知書をお送りしていますが、以下の市町村に住所がある方への平成27年度個人事業税の納税通知書は、所得税の申告・納付等の期限延長措置が終了したことから、**12月11日**にお送りする予定です。

- 対象市町村
田村市・南相馬市・川俣町・広野町・楡葉町・富岡町・川内村・大熊町・双葉町
浪江町・葛尾村・飯館村
- 納期限
○第1期分 納期限 平成28年1月4日(月)
○第2期分 納期限 平成28年3月31日(木)
なお、税額が1万円以下の場合は、第1期分で全額を納めていただくことになります。
※複数年分を今回申告された方は、申告年数分の納税通知書をお送りします。
※事業用資産や住宅・家財に損害を受けられた方の減免制度や課税免除制度納税等のご相談は最寄りの地方振興局県税部へお問合せください。

《お問合せ先》

相双地方振興局県税部	課税第一チーム	0244-26-1126
県北地方	事業税チーム	024-523-4698
県中地方	事業税チーム	024-935-1251
県南地方	課税第一チーム	0248-23-1517
会津地方	事業税チーム	0242-29-5251
南会津地方	課税チーム	0241-62-5213
いわき地方	事業税チーム	0246-24-6032
税務課		024-521-7068

口座振替のおすすめ

個人事業税を納める場合、金融機関の口座から自動振替により納めることができる口座振替が便利です。ぜひ、ご利用下さい。